

滋賀県建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱の運用について  
(平成 26 年 4 月 1 日部分改訂)  
(平成 27 年 4 月 1 日部分改訂)  
(平成 29 年 4 月 1 日部分改訂)

「滋賀県建設コンサルタント等のプロポーザル方式に基づく特定手続実施要綱」の運用にあたっては、下記事項に留意するものとする。

記

1. 追加要請による技術提案書の提出意思の確認について

実施要綱 2 (2)において、技術提案書の提出を求める者の選定にあたっては、3から5者程度を選定するとしているが、技術提案書の提出意思確認の結果、提出意思のある者が2者以下となった場合は、原則として追加要請を行うものとする。

追加要請を行う者は、当初と同様に、審査委員会で当該業務に関し十分な履行能力を有すると認められた者となる。それらすべての者に追加要請を行った結果、3者以上確保できなかった場合は、2者以下でもやむを得ないものとする。

なお、追加要請者の選定にあたり、当初の審査委員会において、あらかじめ追加要請する場合の者を選定することは差し支えないものとする。

2. 技術提案書の提出及び特定について

① 建設コンサルタント選定委員会の設置

実施要綱 2 (1)にある技術提案書の提出要請書の作成、実施要綱 2 (2)にある技術提案書の提出を求める者の選定、実施要綱 4 (1)にある特定するにあたっての技術提案書の評価にあたっては、各所属に建設コンサルタント等選定委員会を設置するものとする。

② 建設コンサルタント等選定委員会の委員について

委員については、業務内容を考慮し、当該業務を発注する所属長が候補者を選定する。なお、技術提案等の審査が中立かつ公正に行われるよう、必ず外部委員（学識経験者）を1名以上選任するものとする。

また、外部委員の任免については、付属機関の設置・委員任免フローに基づくこととする。

※ 平成 22 年 6 月 8 日付け滋監第 799 号で監理課長より依頼している「プロポーザル方式における学識経験者の意見聴取の試行実施について」は、これを廃止する。

3. 具体的な審査・評価について

評価基準や評価ウエイトについては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 23 年 6 月)を参考にして、発注業務毎に適切に設定すること。

4. 情報公開について

技術提案書を特定した場合は、特定した技術提案書の提出者名および各提出者の評価点について、プロポーザル評価表（様式 1 号）により速やかに発注機関の行政情報コーナー等において閲覧に供するものとする。

## (様式1)

## プロポーザル評価表

1. 件 名  
2. 所 管 課  
3. 技術提案書の特定通知日

〇〇対策調査委託  
〇〇土木事務所  
平成〇年〇月〇日

〇〇土木事務所長

| 業者名           | 予定技術者の経験および能力 | 技術評価点の内訳    |      |                 | 技術評価点合計 | 備考 | 摘要  |  |  |  |
|---------------|---------------|-------------|------|-----------------|---------|----|-----|--|--|--|
|               |               | 実施方針・実施の着眼点 |      | 特定テーマに対する技術提案内容 |         |    |     |  |  |  |
|               |               | テーマ1        | テーマ2 |                 |         |    |     |  |  |  |
| 評価のウェート       | 50            | 35          | 25   | 40              | 65      | 35 | 250 |  |  |  |
| 〇〇設計事務所(株)    | 40            | 30          | 20   | 35              | 60      | 30 | 215 |  |  |  |
| (株)〇〇技術       | 40            | 30          | 20   | 35              | 50      | 20 | 195 |  |  |  |
| 〇〇コンサルティング(株) | 30            | 20          | 15   | 30              | 50      | 20 | 165 |  |  |  |
| (株)〇〇設計       | 30            | 20          | 15   | 30              | 40      | 15 | 150 |  |  |  |
| (株)〇〇都市設計     | 20            | 20          | 10   | 30              | 40      | 15 | 135 |  |  |  |

## 【記載例】

平成〇〇年度 第〇号  
〇〇〇〇〇業務委託

# 技術提案書提出要請書

1～6 【略】

## 7 その他の留意事項

(1)～(6) 【略】

(7) 本業務における技術提案書を特定した場合は、提案した全ての者について以下の事項を速やかに公表する。公表する様式は以下のとおりとする。

- 1) 提案した者の名前
- 2) 各提案者の技術評価点
  - ・ 「予定技術者の経験および能力」、「実施方針」、「特定テーマ（評価テーマ項目毎）」の3項目それぞれの小計および合計点を公表する。

【記載例：内容に応じて修正願います】

| ■公表する様式       |                       |                      |       |    |             |    |
|---------------|-----------------------|----------------------|-------|----|-------------|----|
| 1 業務の名称       |                       | 平成〇〇年度 第〇号 〇〇〇〇〇業務委託 |       |    |             |    |
| 2 技術提案書の特定通知日 |                       | 平成〇〇年〇月〇日            |       |    |             |    |
| 提案者名          | 技術評価点の内訳              |                      |       |    | 技術評価点<br>合計 | 摘要 |
|               | 予定技術者<br>の経験およ<br>び能力 | 実施方針                 | 特定テーマ |    |             |    |
| 評価のウェー<br>ト   | 50                    | 50                   | 50    | 50 | 200         |    |
| ○○            |                       |                      |       |    |             | 特定 |
| ××            |                       |                      |       |    |             |    |
| ◆◆            |                       |                      |       |    |             |    |
|               |                       |                      |       |    |             |    |
|               |                       |                      |       |    |             |    |

(8)～(11) 【略】